

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画修正	(令和6年10月) (令和7年 2月) (令和7年10月)
計画主体	甘楽町

甘楽町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 甘楽町産業課農林係
所在地 甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
電話番号 0274-64-8319
FAX番号 0274-74-5813
メールアドレス nourin@town.kanra.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	甘楽町内一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	落花生、トウモロコシ、 リンゴ、栗、イチジク、 キウイフルーツ、ナス、 かぼちゃ、スイカ、菊、 里芋、山芋、じゃがいも、 サツマイモ、蒟蒻	470 千円 16 a
ニホンジカ	ソバ、なす、大豆、リンゴ、 大根、菊、いんげん、 キウイフルーツ、ネギ にら、レタス、蒟蒻	1,961 千円 92 a
	町内南部の山沿いにおける 樹木の被害	被害額については不明
ハクビシン	トウモロコシ、イチジク、 キウイフルーツ、トマト、 スイカ、落花生、イチゴ	242 千円 32 a
タヌキ	トウモロコシ、トマト、 イチゴ、スイカ	10 千円 3 a
アライグマ	トウモロコシ、トマト、 きゅうり、スイカ	40 千円 5 a
カラス	トウモロコシ、イチジク、 ソルゴー、リンゴ、 キウイフルーツ、 農業資材（マルチ）	408 千円 3 a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	主に、上信越自動車道を境にして町内南部の山沿い及び山間部を生息地域としていたが、人里周辺でも目撃される。豚熱の発生により、一時的に生息数が減少し、被害も減少したが、徐々に目撃情報等が増加しつつある。いも類の食害が多く、踏み荒らしやミミズを食べるための掘り起こしによる被害も発生している。
ニホンジカ	主に、上信越自動車道を境にして町内南部の山沿い及び山間部を生息地域としているが、平坦部の農地周辺でも目撃される。樹木被害だけではなく、ソバ、菊、なすなどに被害が発生している。
ハクビシン	果樹のほか、トウモロコシの被害が多く、町内全域にて生息しており、屋根裏や農作業小屋等への侵入、住みつきなどの被害も発生している。
タヌキ	果樹のほか、トウモロコシの被害が多く、町内全域にて生息しており、屋根裏や農作業小屋等への侵入、住みつきなどの被害も発生している。
アライグマ	果樹のほか、トウモロコシの被害が多く、町内全域にて生息しており、屋根裏や農作業小屋等への侵入、住みつきなどの被害も発生している。
カラス	生活環境への被害のほかトウモロコシ、イチジクなどの農作物被害も拡大している。また、土壤消毒時に虫を食べるためマルチへの穴あけなど農業資材への被害も発生している。町内全域に生息しているが、特に畜産施設周辺及び堆肥の散布場所において集団化している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	470 千円	16a	400 千円	14a
ニホンジカ	1,961 千円	92a	1,300 千円	63a

ハクビシン	242 千円	32a	150 千円	20a
タヌキ	10 千円	3a	7 千円	2a
アライグマ	40 千円	5a	25 千円	3a
カラス	408 千円	3a	280 千円	2a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>1 イノシシ、ニホンジカ 狩猟期間以外は、主に箱わな、くくりわなを活用しての有害捕獲を行ってきた。また、春先に限り、銃器による捕獲を行った。捕獲個体については、捕獲隊員にその処理を依頼している。</p> <p>2 ハクビシン、タヌキ、アライグマ 小型箱わなを活用し、有害捕獲を行ってきた。捕獲個体については、捕獲隊員にその処理を依頼している。</p> <p>3 カラス 銃器（空気銃）により捕獲を行った。捕獲個体については、捕獲隊員にその処理を依頼している。</p>	<p>耕作放棄地が増加し、平坦部に住みついていくこともあります。獣道ができにくく、また、広い範囲に出没するため、くくりわなや箱わなの設置場所の選定が難しいケースが増えている。 また、銃器の狩猟免許保有者が減少していることから人材の確保に努めているが、継続して確保ていきたい。</p> <p>生息区域は、町内全域に広がっており、捕獲隊員だけでは捕獲の担い手が不足している。被害農家自身による捕獲の推進が課題となっている。</p> <p>生息地域は町内全域であるが、特に畑の耕作前に堆肥をまくことでその地域へ誘引し、他の作物への被害も広がっている。捕獲者は現在2名で行っているが、人材の確保に努めたい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ等への対策として県の小規模土地改良事業や中山間地域直接支払制度の活用を推進し、地域住民に電気柵等の設置を行い、田畠への侵入を	対策を実施している地域の農業者が減少あるいは高齢化しており、下草刈りなどの維持管理が重労働であることから、今後維持管理が十分に行えない状態にな

	防いでいる。また定期的に獣友会による追い上げ、追い払いを行い柵内への侵入を防いでいる。	することが懸念される。
生息環境管理その他の取組	鳥獣被害対策実施隊において鳥獣の習性や被害防止技術の研修を行い担い手の育成を行っている。	荒廃農地や竹林などが鳥獣のすみかとなっており、今後管理の行き届かない農地や竹林などの増加が懸念される。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農作物被害を減少させるため、今後も積極的な捕獲を行う。特に、銃器による捕獲が可能な時期には、山沿い及び山間部で捕獲を行い、大型獣の個体数の減少を図り、それ以外の時期については、目撃場所や被害発生場所を中心に行わるいはくくりわなを活用し、捕獲を行う。

また、わなの捕獲については、ICT機器を導入し効率的な捕獲を推進していく。

防護柵の設置については、農作物被害が多く出ている地域に対して、被害作物及び被害額を確認するとともに、効率的な柵の設置方法等について受益者及び関係者と協議を重ね、鳥獣被害防止総合対策交付金や小規模土地改良事業等の活用をして設置を推進し、有害鳥獣の侵入防止対策を実施する。

カラスについては、今後も銃器（散弾銃及び空気銃）による捕獲を行いつつ、担い手の確保に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害防止特措法第9条1項に基づく鳥獣被害対策実施隊に任命することにし、具体的には次とおりとする。

1 イノシシ・ニホンジカ・カラス

銃器による捕獲については、対象鳥獣捕獲員のうち猟銃の所持許可を有するもの全員で捕獲業務を担い、それ以外の時期については、対象鳥獣捕獲員の管轄区域を地域ごとに設定し、捕獲業務を担うものとする。

2 ハクビシン・タヌキ・アライグマ

対象鳥獣捕獲員の管轄区域を地域ごとに設定し捕獲を行う。また、わな猟免許を持たない農業者が保有する土地において、小型箱わなを用いた捕獲を行うこととする。

3 イノシシ・ニホンジカを捕獲する際、近接すると逃げられてしまう場合において周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃を用いて遠距離射撃を行う。また、散弾銃等では致命傷とならず、手負いで逃走される恐れもある為、ライフル銃（特定ライフル銃を含む）にて確実に捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	箱わな、くくりわな、小型箱わなの捕獲機材の点検結果及び貸出しを含めた使用実績に基づき、必要数の導入を検討する。
6	イノシシ ニホンジカ	箱わな、くくりわな、小型箱わなの捕獲機材の点検結果及び貸出しを含めた使用実績に基づき、必要数の導入を検討する。

	ハクビシン タヌキ アライグマ	入を検討する。また ICT 機器を導入し捕獲を推進する。
7	イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	箱わな、くくりわな、小型箱わな、ICT 機器の捕獲機材の点検結果及び貸出しを含めた使用実績に基づき、必要数の導入を検討する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ…豚熱の影響により捕獲頭数が減少しているが令和 4 年度は増加見込みであるため設定した。
ニホンジカ…近年 200 頭以上の捕獲が続いていることから、更なる被害軽減に向け設定した。
ハクビシン…近年目撃情報や相談等が増えており、更なる捕獲推進のため設定した。
タヌキ…近年目撃情報や相談等が増えており、更なる捕獲推進のため設定した。
アライグマ…近年目撃情報や相談等が増えており、更なる捕獲推進のため設定した。
カラス…果樹の被害報告が多く、被害地域を重点的に捕獲推進するため設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	120 頭	120 頭	120 頭
ニホンジカ	350 頭	450 頭	450 頭
ハクビシン	40 頭	60 頭	100 頭
タヌキ	20 頭	60 頭	100 頭
アライグマ	30 頭	60 頭	100 頭
カラス	150 羽	150 羽	150 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ、ニホンジカについては、通年で箱わなとくくりわなによる捕獲を行う。捕獲場所は主に上信越自動車道を境にした町内南部で農地及び農地周辺の山林とする。なお、銃器の使用が可能である時期については、農地周辺の山林を中心に銃器による捕獲を行う。

ハクビシン・タヌキ・アライグマについては、通年で小型箱わなにて対象鳥獣捕獲員及びわな猟免許を有する被害農家により捕獲を行う。また、農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合にあっては、免許を持っていなくても許可をすることにより、捕獲の推進に努める。捕獲場所は町内全域とする。

カラスについては、通年で町内全域の農地周辺にて銃器（空気銃）を中心捕獲を行う。

なお、対象鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

町内全域において一年を通してイノシシ及びニホンジカを捕獲する際、近接すると逃げられてしまう場合において、周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃（特定ライフル銃を含む）を用いて遠距離射撃を行う。また、散弾銃等では致命傷とならず、手負いで逃走される恐れもある為、ライフル銃（特定ライフル銃を含む）にて確実に捕獲（止めさしを含む）を行う。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	金網柵 500m	金網柵 500m	金網柵 1,000m
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	下草刈りや定期的な見回りを行い、必要に応じて補修等をする。	下草刈りや定期的な見回りを行い、必要に応じて補修等をする。	下草刈りや定期的な見回りを行い、必要に応じて補修等をする。
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ	被害の多い地域では、地域住民とともに竹林等の刈り払いによる緩衝帯の設置を検討する。
	ハクビシン タヌキ アライグマ	農作物残渣、廃果等の適正処理の徹底を図る。
6	イノシシ ニホンジカ	被害の多い地域では、地域住民とともに竹林等の刈り払いによる緩衝帯の設置を検討する。
	ハクビシン タヌキ アライグマ	農作物残渣、廃果等の適正処理の徹底を図る。
7	イノシシ ニホンジカ	被害の多い地域では、地域住民とともに竹林等の刈り払いによる緩衝帯の設置を検討する。
	ハクビシン タヌキ アライグマ	農作物残渣、廃果等の適正処理の徹底を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
甘楽町	関係機関等への連絡。住民への非難指示。獣の捕獲又は追い払いの支援
富岡警察署	住民への非難指示。獣の捕獲の支援。獣の追い払い
鳥獣被害対策実施隊	獣の捕獲又は追い払い

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの通報 → 甘楽町 → 甘楽町獣友会・富岡警察署
住民等からの通報 → 富岡警察署 → 甘楽町 → 甘楽町獣友会

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理については、鳥獣被害対策実施隊により、捕獲場所に埋設する。ただし、シカやイノシシなどの大型鳥獣については、町有林内に埋設する。
また必要に応じて、関係機関に送り調査や学術研究に利用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカは、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が処理加工施設単位で一部解除となったため、(株)箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。
ペットフード	ニホンジカは、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が処理加工施設単位で一部解除となったため、(株)箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。 製造については、事業者の責任において行う。
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	予定なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

県等が開催する研修会等を活用し、ニホンジカを食肉利用等するために必要な捕獲等の技能を有する人材の育成を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	甘楽町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
甘楽町猟友会	鳥獣の捕獲、追い払い。情報の提供と共有
西部農業事務所 富岡地域農業課	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有
富岡森林事務所	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有
甘楽富岡農業協同組合	協議会と被害農家の連携に努める。各種情報提供と情報の共有
甘楽町議会	住民からの要望等の集約、報告
甘楽町区長会	被害発生地区の区長を通じ、被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携に努める。住民からの要望等の集約、報告
甘楽町農業委員会	被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携に努める。
甘楽町	協議会の運営及び連絡調整に関する事務

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査（イノシシ・ニホンジカ）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模は35人程度で、鳥獣被害防止特措法第9条1項に基づく鳥獣被害対策実施隊を任命し、主に担当する地域の対象鳥獣6種類（ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、カラス）の捕獲を担うこととする。

なお、わな免許を有する農業者については、その地域を担当する対象鳥獣捕獲員と協力し、ハクビシン等の箱わなの管理等を担うこととする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ等の大型獣を捕獲するための囲いわなの管理・見回り等について設置場所周辺の農業者の協力体制の推進を図る。
新たな担い手等への知識や技術の充実を図るため県等が開催する研修会などへ積極的に参加する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策について、地域住民及び関係機関と連携し町内全域の被害状況の把握に努め、効率的な捕獲に図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。